

平成29年9月1日

厚生保健委員会

健康福祉部高齢者福祉課

## 敬老会開催費補助金の見直しについて

### 1 現行制度

- (1) 補助単価 敬老会を開催する自治会等 … 対象者1人あたり2,000円を限度  
記念品の配布のみ行う自治会等 … 対象者1人あたり1,500円を限度
- (2) 対象年齢 年度内75歳以上
- (3) H29 予算額 222,600千円

### 2 平成27年度に提案した見直し案と調整結果

手法	見直し案	調整結果
補助金単価の引き下げ	<ul style="list-style-type: none"><li>平成28年度から、補助金単価の上限額を現行の2,000円から1,500円に引き下げる</li><li>敬老会を開催せず祝品を配付する場合の上限額を現行1,500円から1,000円に引き下げる</li><li>平成29年度には、追加の見直しは行わない</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>補助金単価の引き下げに対する反対意見が多い</li><li>継続協議とし、平成28年度の見直しは見送る</li></ul>

### 3 平成29年度における見直し案

#### (1) 内容

対象年齢を2歳引き上げる (75歳→77歳)

#### (2) 理由

- 敬老会事業開始時期 (S47年) から平均寿命の延び  
※男70歳・女75歳 (S50年) →男81歳・女87歳 (H28年) 11~12年延伸  
※敬老会対象年齢 70歳 (S47年) →75歳 (H22年~現在) 5歳引き上げ
- 77歳は「喜寿」 お祝いすべき年齢

#### (3) 実施時期

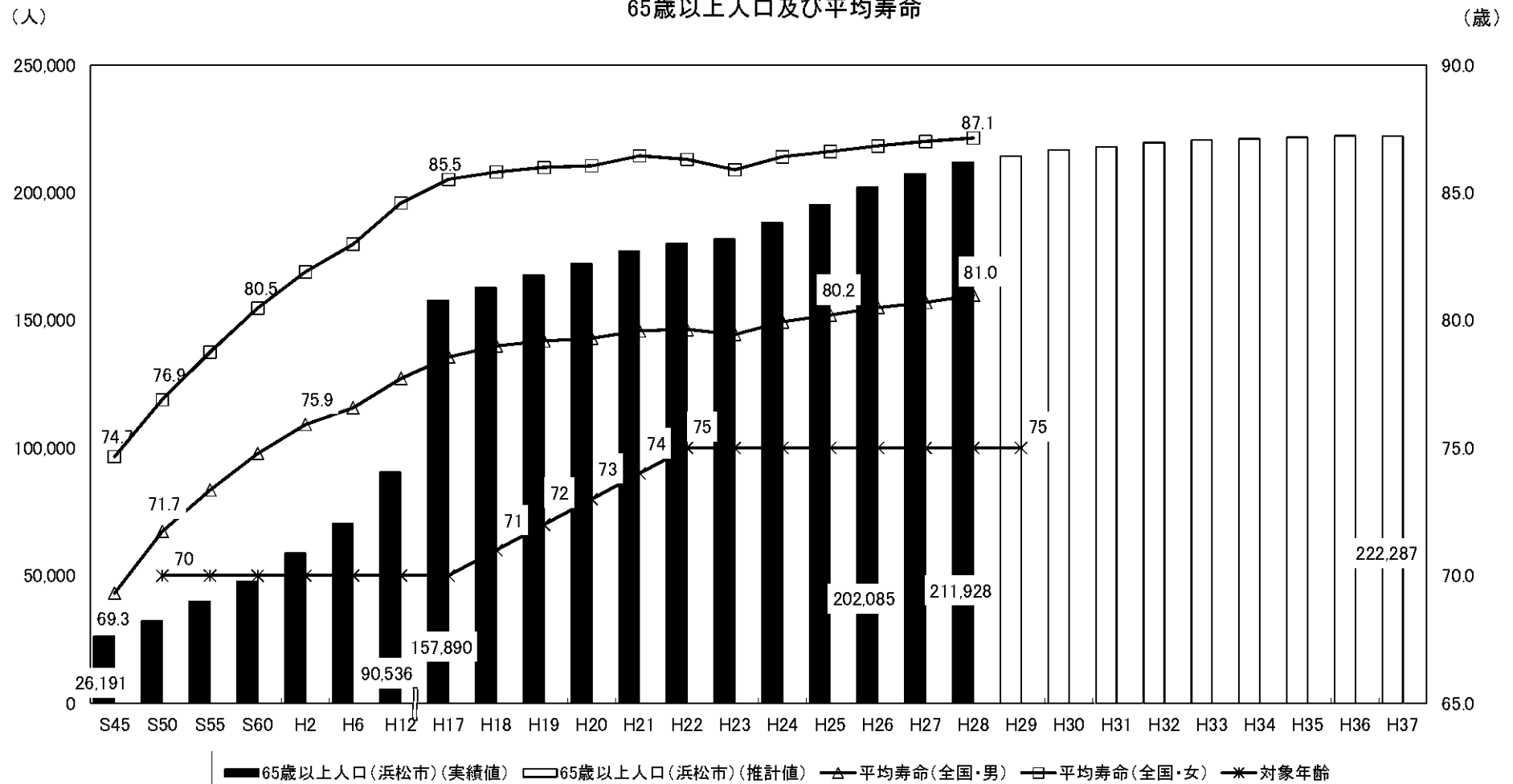
平成30年度から

平成30年度 76歳以上 (経過措置)

平成31年度 77歳以上

※2か年かけて1歳ずつ引き上げる

65歳以上人口及び平均寿命



※平成2年以前の高齢者人口は可美村を除く  
 ※平成12年以前の高齢者人口は舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町、浜北市、天竜市、春野町、水窪町、佐久間町、龍山町を除く  
 ※昭和45年から平成2年までの高齢者人口は国勢調査より引用  
 ※平成6年から平成28年までの高齢者人口は「年齢別・町丁別人口一覧表」より引用  
 ※平成29年以降の高齢者人口は、友愛の高齢者プランより引用